

株式会社 ケアサークル恵愛
認知症対応型共同生活介護事業
介護予防認知症対応型共同生活介護事業
《 品川区立大井認知症高齢者グループホーム 》
運営規程

＜事業の目的＞

第1条

㈱ケアサークル恵愛の開設する《 品川区立大井認知症高齢者グループホーム 》、
(以下事業所という)が行う(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業は、認知症を患
う高齢者が各々のもてる能力を生かし、安全に安定した環境のもと共同で生活を営める
よう援助を行います。利用者本位の生活を送ることにより、認知症の進行を緩やかにし、
家族の介護負担を軽減し、利用者の生活の質の向上を図ることを目的とします。

＜運営の方針＞

第2条

(1) 事業所運営理念

1. 同じ目線で創造的な支援を

人は顔つきも性格も十人十色です。お年寄りも同様です。その一人一人の個性や
リズムを尊重し、常にお年寄りの目線に立ちながら創造的な支援を目指します。

2. 透明性を高め、信頼される支援を

「安心、安定、安全」な支援にはグループホーム入居者やその家族との信頼関係
が欠かせません。そのために援助・介護にかかわるすべてをガラス張りにし、透
明性の高い支援を目指します。

3. 地域に開かれた参加型の支援を

地域の住民の人たちとの交流を深め、グループホームが地域に欠かせない存在に
なるよう努めたいと思います。周辺地域の人々との交流を深め、お互いが必要な
存在になればと思います。

4. マンネリズムを無くし、常に緊張感のある支援を

日常的に生活全般を援助してゆくことにとってマンネリズムは最大の敵です。自
己満足しないで、常に緊張感を持って活動を続けるために、継続的な自己評価、
第三者による外部評価制度を取り入れていきたいと思っています。

5. 安定した運営で、安心の支援を

利用者やその家族に安心される介護サービスを目指したいと思っています。その
ためには安定した経営が欠かせません。法外な利益を追求するつもりはまったく
ありません。しかし、赤字を抱えながら運営をしていけばケアにも支障が生じま
す。安定した運営で、利用者やその家族の方たちに安心できる援助を続けたいと
思っています。

- (2) 1 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとする。指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとする。

<事業所の名称等>

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 品川区立大井認知症高齢者グループホーム
2. 所在地 東京都品川区大井6-20-5

<従業者の職種、員数及び職務内容>

第4条（介護予防）認知症対応型共同生活介護の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者： 1名・常勤（介護職員を兼務）
職務内容： 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
 2. 計画作成担当者： 介護支援専門員 1名（介護職員を兼務）
職務内容： それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
 3. 介護従業者： 9名以上（管理者1名、計画作成担当者1名 兼務含む）
職務内容： 介護計画に基づき、（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 日中活動時間： 7：30～20：00

<（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用定員>

第5条 事業所の定員は、1ユニット9名とする。

＜（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供方法＞

第6条

1. 利用者の人格を尊重し、もてる能力を見極め、最大限に引き出せるよう、援助します。また利用者の意思を生かせるよう、必要な援助、働きかけを利用者のペースや都合に合わせて行います。これはわがままを聞くということではなく、援助する介護者や事業所の都合や論理で急かしたり、強要したりしないということです。
2. 生活のあらゆる面で自立を目指し、くらしの中の様々な作業を通じて、喜びと楽しみ、そして生きがいを見出し、生き生きと過ごすことを目的にスタッフは見守りを前提としたケアを行います。但し、それが放置にならぬよう、声かけ、促し、準備などの援助を行います。
3. 前2項で述べた自立を目指すためにホーム内外での生活に事業者側からの一方的な押し付けのスケジュールを設けません。1日の生活の基本的な流れは個人独自の流れを基本とします。ホーム利用者全員の画一的な生活パターンを作らず、各々の生活パターンの中での、共同、協働できる接点を設けるようにします。
4. 生活の場はホーム内のみでなく、地域もそれと考えます。生活上必要な買い物、医療機関受診はもちろんのこと、理美容、娯楽、外食、散歩等々の生活に潤いをもたらす行為の場としての役目も地域に求め、近所づきあいや町内会活動なども含めた普通の生活をもとめてゆきます。
5. また、ホームのひとびとが地域に積極的に出かけ、参加することにより、ホームも又閉鎖的なものにならぬよう、地域住民との交流を積極的に考えてゆきます。
6. 利用者の家族も又、ホーム運営の最大の協力者と考え、事業所の運営方針や利用者の日常生活に関する情報の開示を行い、家族会等を設置し、話し合いの場を設けます。但し、利用者や家族の事情を考慮し、参加については自由意思とします。
7. 原則的にホームへの人の出入りは自由ですが、利用者の安全の確保と防犯、プライバシーの保護のため、スタッフが不在のときは施錠し、部外者の立ち入りを禁じます。
8. いかなる場に於いても社会生活を営む上で、全く事故がないということは有り得ません。安全の確保には最善を尽くしますが、必要以上の行動制限は行いません。

＜介護計画の作成＞

第7条

- 1 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。

- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、利用者に交付する。
- 4 計画の作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

<利用料その他の費用の額>

第8条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、認知症対応型共同生活介護が法定代受領サービスであるときは、その額の1割または2割、もしくは3割とする。

要介護度	基本利用料金 (1日当り) 円	介護保険適用時 の1割負担額 (1日当り) 円	介護保険適用時 の2割負担額 (1日当り) 円	介護保険適用時 の3割負担額 (1日当り) 円
介護1	8,338	834	1,668	2,502
介護2	8,730	873	1,746	2,619
介護3	8,981	899	1,797	2,695
介護4	9,166	917	1,834	2,750
介護5	9,363	937	1,873	2,809
要支援2	8,294	830	1,659	2,489

- ・初期加算 327 円（自己負担 1 割 33 円 2 割 66 円 3 割 99 円）が入居日から 30 日間加算される。
医療機関に 1 カ月以上入院した後、退院して再入居する場合も加算される。
- ・入居者の入退院支援の取組
入院後 3 カ月以内に再入居した場合、1 月に 6 日を限度として、1 日につき 2,681 円(自己負担 1 割 269 円 2 割 537 円 3 割 805 円)が加算される。
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 18.6%
基本サービス費に加減算を加えた総単位数に 18.6%が乗算されます。
- ・サービス提供体制加算（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）
（Ⅰ） 1 日につき 239 円（自己負担 1 割 24 円 2 割 48 円 3 割 72 円）が加算。
（Ⅱ） 1 日につき 196 円（自己負担 1 割 20 円 2 割 40 円 3 割 59 円）が加算。
- ・若年性認知症受入加算 1,308 円（自己負担 131 円 2 割 262 円 3 割 393 円）が加算される。
（65 歳以前に若年性認知症の診断を受け、65 歳の誕生日の前々日まで加算します。）
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） R5.11 月～該当なし。
1 日につき 33 円(自己負担 1 割 4 円 2 割 7 円 3 割 10 円)が加算されます。
- ・医療連携体制加算（Ⅰ）ハ
1 日につき 403 円(自己負担額 1 割 41 円 2 割 81 円 3 割 121 円)が加算されます。

・看取り介護加算

死亡日 45 日前～31 日前：1 日あたり 784 円

(自己負担額 1 割 79 円 2 割 157 円 3 割 236 円)が加算されます。

死亡日 30 日前～4 日前：1 日あたり 1569 円

(自己負担額 1 割 157 円 2 割 314 円 3 割 471 円)が加算されます。

死亡日前々日、前日：1 日あたり 7,412 円

(自己負担額 1 割 742 円 2 割 1483 円 3 割 2224 円)が加算されます。

死亡日：1 日あたり 13,952 円

(自己負担額 1 割 1,395 円 2 割 2,791 円 3 割 4,186 円)が加算されます。

・退居時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき 1 回に限り 2,725 円(自己負担額 1 割 273 円 2 割 545 円 3 割 818 円)算定されます。

・新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として 1 日当り 2,616 円(自己負担額 1 割 262 円 2 割 524 円 3 割 785 円)算定する。

2 家賃 1 月 65,000 円

3 食事の提供に係る材料費 1 日 1,300 円

4 共益費 1 月 10,000 円

共益費に含まれるものは、次のとおりとする。

- ・新聞、雑誌購読料 ・教養娯楽費 ・町会費 ・NHK受信料
- ・写真代 ・園芸代 ・PC システム関連保守
- ・外出時用携帯電話料金 (外出時や帰宅欲求による外出時の対応に使用)

5 光熱水費 1 月 20,000 円

6 その他の日常生活費 1 月 6,000 円

日常生活費に含まれるものは、次のとおりとする。

- ・日用生活用品(所望品関係) ・医薬品等常備薬 ・裁縫道具
- ・食器 ・調理器具
- ・その他、上記に含まれない共同の益に供するすべての物品等

7 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者又は家族の同意を得る。

8 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又は家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

＜施設利用にあたっての留意事項＞

第9条 利用者は、共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う。

＜衛生管理等＞

第10条

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備している。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

＜業務継続計画の策定等について＞

第11条

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

＜非常災害対策＞

第12条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練を次のように行う。

- (1) 防火責任者には事業者代表を充て、火元責任者には事業所管理者を充てる。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震などの災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、防災マニュアル、手引きに従い迅速に行動する。

(6) 防火責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

避難訓練 年 1 回 消防訓練 年 1 回

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

<虐待の防止のための措置に関する事項>

第 13 条

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 五 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・
同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを
区に通報する。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの
とする。

<身体的拘束等に関する事項>

第 14 条

事業者は、原則として利用者に対し、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、
ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、
車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬
を過度に使用する等の身体的拘束等を行わない。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対
して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者
に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがある。
その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並
びに検討内容についての記録し、5年間保存する。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・
身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなく
なれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月に 1 回以上開催すると共
に、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ることとする。また、介護
職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実地する。

＜地域との連携について＞

第 15 条

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の在宅介護支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言う。）を設置し、概ね 2 月に 1 回以上運営推進会議を開催する。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、区へ報告をする。

＜その他運営に関する留意事項＞

第 16 条

- 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
継続研修 年 3 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 2 年間は保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアサークル恵愛と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 5 月 5 日から施行する
この規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する
この規程は平成 29 年 2 月 2 日から施行する

この規定は平成 29 年 3 月 7 日から施行する。
この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は令和 7 年 2 月 9 日から施行する。